

令和 9 年 度 日 高 奨 学 生 募 集 要 項

公益財団法人 日高奨学会

1. 出 願 資 格

令和9年4月に大学等へ進学する希望をもっている者で、下記のいずれかに該当し、優れた学生であり、かつ、経済的援助の必要のある者であること。

- (1) 和歌山県日高・有田地方の高等学校を卒業した者、または令和9年3月卒業予定の者
- (2) 和歌山県日高・有田地方に住所を置き、高等学校を卒業した者、または令和9年3月卒業予定の者

2. 出願、推薦、選考及び採用

- (1) 高等学校の在学生及び卒業生の場合は、学校長が志望者について、「日高奨学会奨学規程」及び「3. 推薦基準」に合致すると認めた者を推薦すること。
- (2) 推薦に際しては、次の書類を提出する。
 - ① 奨学生願書（別添所定用紙）
 - ② 学校長の推薦書（別添所定用紙）
 - ③ 高等学校の調査書（学校所定用紙）
 - ④ 履歴書（近畿高校統一用紙その2）
 - ⑤ 所得証明書（別添所定用紙）
- (3) 本会では、推薦された者のうちから、「奨学生選考委員会」の議を経て候補者を選定し、最終決定は候補者がそれぞれ志望大学入学試験合格（進学）の届出をまつて正式に採用決定する。
- (4) 採用決定者にはメールにて連絡する。

3. 推 薦 基 準

- (1) 推薦にあたっては、人物、学業ともに優れ、経済的援助の必要のある者を推薦すること。
- (2) 高等学校第1学年から出願時までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が4.0以上であって、大学へ進学後も優れた学業成績を修める見込みがあること。

4. 奨学金の給与月額、給与期間

- (1) 給与月額 30,000円 （年額360,000円）
- (2) 給与期間 令和9年4月から最短修業年限の終期までとする。

5. 出 願 締 切

令和8年11月30日